令和５年６月２９日
交　　通　　局

職員の懲戒処分等について

東京都交通局長は、本日、地方公務員法に基づく職員の懲戒処分等を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

１　都電荒川線における追突事故

（１）懲戒処分の内容等

ア　事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	３９	男性	減給 1/60　１月間

イ　管理監督者

参事　文書注意

（２）事故の概要

事故者は、令和４年２月２８日、併用軌道区間である北区王子付近の明治通りを運行中、前方を走行していた乗用車が停止したことに気付くのが遅れ、追突した。

これにより、乗用車の運転手に怪我を負わせ、更に６本の運休とダイヤ乱れを生じさせた。

２　大江戸線新御徒町駅における駅係員負傷事故

（１）懲戒処分の内容等

ア　事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	４４	男性	戒告

イ　管理監督者

副参事　口頭注意

（２）事故の概要

事故者は、令和４年１２月１５日、光が丘駅発新御徒町駅行きの最終電車を運行し、新御徒町駅に到着後、車内清掃を終えて降車しようとしていた駅係員に気付かずに、車両を留置するため電車を発車させた。

これにより、駅係員を軌道に転落させ、怪我を負わせた。

３　バス終点停留所における車内点検不実施

（１）懲戒処分の内容等

ア　事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	６０	男性	戒告

イ　管理監督者

副参事　口頭注意

（２）事故の概要

事故者は、令和４年９月１３日、終点となる停留所到着時の車内点検を実施せず、車内に残っていたお客様に気付かずに営業所に回送し、結果としてお客様を約３分間、車内に閉じ込めた。

また、お客様に気付いた後、運行管理者へ報告せず、自己判断で終点であった停留所まで送り届けた。

４　公務外の非行事故

（１）懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	４９	男性	停職６月間

（２）事故の概要

事故者は、令和４年１０月１１日午後９時３０分から午後１０時４０分頃にかけて、酒気を帯びた状態で自家用車を運転した。